

2024年3月13日発行

編集・発行：一般社団法人ふるさと納税協会
住所：東京都千代田区平河町一丁目6番4号
E-mail：info@furusatonouzei.or.jp

杉本達治 福井県知事に聞く ～ふるさと納税は官民で育て、永續させるべきもの～



第7号では杉本達治福井県知事にお話を伺いました。

ふるさと納税自治体連合の共同代表も務める杉本知事は、総務省時代に制度を所管する市町村税課長も経験され、ふるさと納税制度の草創期からその健全な発展に力を尽くされてきました。

今号では、2023年に年間寄付額1兆円を超えたとみられるふるさと納税制度について、その課題と展望をお聞きしました。

(杉本達治 福井県知事プロフィール)

| | |
|-----------|------------------|
| 昭和 61年 3月 | 東京大学法学部卒業 |
| 昭和 61年 4月 | 自治省入省(現総務省) |
| 平成 13年 1月 | 総務大臣秘書官 |
| 平成 15年 9月 | 総務省自治行政局行政課企画官 |
| 平成 16年 7月 | 福井県総務部長 |
| 平成 19年 7月 | 内閣参事官(内閣官房副長官補付) |
| 平成 22年 7月 | 総務省自治税務局市町村税課長 |
| 平成 25年 7月 | 福井県副知事 |
| 平成 28年 6月 | 総務省消防庁国民保護・防災部長 |
| 平成 30年 7月 | 総務省公務員部長(～11月退官) |
| 平成 31年 4月 | 福井県知事(1期目) |
| 令和 5年 4月 | 福井県知事(2期目) |

福井県から生まれた災害時の「代理寄付」

(上野専務理事)

今年1月に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

今回の能登半島地震でも、被災地支援に多くの人々がふるさと納税を活用しています。

多くのポータルサイトで返礼品なしの災害支援寄付を受け付けており、すでに40億円を超える寄付が集まっているとみられます。

また「代理寄付」という仕組みもふるさと納税制度が生み出した自治体間の共助の仕組みとして注目されています。

(杉本知事)

まずは、このたびの能登半島地震により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災されたすべての方々に心からお見舞い申し上げます。

本県では、地震発生後の5日より速やかに石川、富山両県、また県内で最も被害の出たあわら市について、ふるさと納税の代行受付を始めました。

今回、能登半島地震の被災地に対して全国から多くの自治体が代行受付に取り組んでおり、この「代理寄付」がかなり浸透してきたと感じています。

ふるさと納税は元来、多くの人々が高度経済成長期に集団就職などでふるさとを離れたことで出身地域の税収が減り、税金の面でもふるさとに「仕送り」ができないかというところから始まったものです。

納める先が本当のふるさとや、それ以外であっても「自分が大切に思う場所を元気にしたい」といった思いが皆さんにはあると思います。被災地を応援できることは、制度開始当初から想定された意義の一つです。いわゆる「代理寄付」は、2011年3月の東日本大震災の際、被災4県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）への対応として本県が全国で初めて実施したもので、16年4月の熊本地震でも熊本県に対する代行受付を行いました。その縁もあって、「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」会合での意見をきっかけとして、19年9月に本県を含む有志7県（山形県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、鹿児島県）による「ふるさと納税代行受付による災害時相互応援制度」の運用を始めました（20年4月1日より宮崎県が参加）。本制度は、あらかじめ被災県と応援県のカウンターパートを定めておき、災害発生時には速やかに応援県が代行受付を実施するものです。実際に19年10月の台風19号では、長野県の代行受付を行いました。

さかのぼると東日本大震災が起きた際、私は総務省の市町村税課長でした。個人の方が被災自治体にふるさと納税を送って税額控除を受けるには、自治体発行の領収書を付して確定申告しないといけません。そのような発行業務を被災地に担ってもらうことはできません。そこで当時、日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座や、国と被災自治体の専用口座への寄付であれば、振込票などの控えをもって寄付証明になるという通知を出しました。これが好評を得て、多くの寄付を集めたんですね。やはり災害時の支援はふるさと納税の健全な活用の仕方の一つだと、改めて感じた出来事でした。

■ 「制度の原型」を作った総務省時代

（上野専務理事）

ふるさと納税は、西川一誠 前福井県知事が発案者の一人とされ、創設当初から災害時での活用をイメージされていたと理解しています。まさに当時、杉本知事が総務省から福井県に総務部長として赴任されていた背景から申し上げても、杉本知事はふるさと納税制度を生み育ててきた第一人者だと思います。そのふるさと納税は制度創設から16年目を迎え、2023年の年間寄付額は1兆円を超えたとみられています。

（杉本知事）

福井県総務部長として赴任した当時、2006年10月、当時の西川知事が税金における都市と地方の格差是正を解消するために「故郷寄付金控除」の創設を提唱しました。これを契機に「ふるさと納税」の論議が活発となり、07年10月、総務省が「ふるさと納税研究会報告書」において制度の基本的な考え方を整理し、08年4月の地方税法等の改正を経て、同年5月から制度が始まりました。ふるさと納税では、住民税ではなく所得税から控除される分は地方全体にお金が残ることになります。つまり、制度が広がると国から地方への税源移譲にも結び付きます。例として所得税の平均税率を10%とした場合でも、年間1兆円が寄付されると、国から地方に1千億円が税源移譲されるのと同じ効果が起きます。私が総務省に戻り、市町村税課長に就任した10年当時は、ふるさと納税はまだまだ世間に浸透しておらず、寄付額も全体で100億円程度でした。当初は「1兆円なんてありえないけれど、そうだったら地方にとって良いな」と夢物語のような感じで話をしていましたね。

（上野専務理事）

創設当時、ご苦労されたことなどエピソードはございますか。

（杉本知事）

制度開始の2008年当時の時点で、既に40年ぐらい前からふるさと納税制度を実現すべきだという世論があり、メディアでもたびたび盛り上がるがありました。しかし、都市部を中心として「住民税の納税義務者が、居住している課税自治体を飛び越して、別の自治体に税金を移すことはありえない」と反発していました。それは正論です。納税者には納税する義務があり、そのお金は各市町村や都道府県に属すべきです。ただ、私たちはこの壁をなんとか超えられないのかと考えていました。その中で、ふと「ふるさと納税は所得控除から税額控除に話をもっていけば同じ効果がでるのでは」と気づきました。所得控除ではなく、政策目的に基づいて税控除するという税額控除を適用できるようにすれば、当時で言うと10万円（その後2千円に引き下げ）を超えた分は控除されてふるさと納税の効果も出せる、と。単純に税金を控除するのではなく、寄付金控除制度を適用するという発想は非常に特徴的で、それ以前にはなく、そのまま制度の原型にもなりました。その後、先述の通り、06年10月に日本経済新聞に掲載された西川前知事のコラムにて、この方式を採用した制度が提言されました。翌年5月の新聞紙面では菅義偉元総務大臣が外遊先のヨーロッパで記者団にふるさと納税について言及されたことが載っていて、今でも強く印象に残っています。

■ 官民連携して制度を育て、永続させていきたい

（上野専務理事）

そういったご苦労を経て、今や多くの納税者の方々に利用される制度になり、また返礼品等を通じて地域経済にも大きな効果をもたらす制度になった反面、様々な課題が指摘されていることも事実です。

（杉本知事）

ふるさと納税が1兆円を超えたというのは、大きな成果です。返礼品がきっかけの方も多いとは思いますが、ふるさとを思う気持ち、地域を思う気持ちが自治体への寄付につながり、返礼品を扱う地域の生産者・事業者への支援にもつながることは評価されるべき点でしょう。一方で、制度を改善・進化させる視点は忘れてはなりません。昨年の告示改正により、寄付金の5割以上は自治体に残さなければならないことが明示されましたが、使い道を明らかにし、その効果を納め

る側に説明する努力を、自治体はしていく必要があります。
もともと、税金は徴収されるものという意識が納税者には強く、「であれば、納税先は自分が決めても良いだろう」という意識に火をつけた制度だからこそ、ここまで支持されたのだと思います。
ただ、これは「公金」であり「納税」でもあります。
都道府県や地方自治体、そして納める側も、みんなが両面を意識してバランスを取っていかなくてはなりません。
自治体があんまりいいから寄付を集めるという発想に立つと、制度趣旨から離れ、影響を受ける相手方の自治体からも公金が奪われていく。
この公金は、本来は住所地の皆様のために使われるべきもので、その発展を阻害している部分もあります。

私自身は、この制度は極めて正しいと思いますし、永続すべきものだと考えています。
例えば、子供を18歳まで育てるのに、制度創設を議論していた当時、児童福祉や教育費用など行政サービスの総額として1人あたり1,600～1,700万円かかります。
福井県の場合、毎年3千人が県から出ていくことで約500億円くらいが消えてしまう計算で、東京や大阪といった大都市で納税されてしまう。
この制度があることで、子供たちが本来地域に残っていれば納めていただいていたはずのお金の代わりに、地域外から寄付金をいただき地域経済が回るのです。
これが寄付金制度という名のもとに歪んでいき、過度な競争となり、制度自体が廃止になるということは起きてはいけません。
寄付を募る自治体、民間事業者も一緒になって節度を持ち、地域振興を目指していくことが大事です。
民間事業者の皆さんはとても大事なパートナーです。共に、この制度を育てて永続させていくことが大事だと常に思っています。

(上野専務理事)

そういった観点では、昨年秋に杉本知事が共同代表を務める「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」と私ども「一般社団法人ふるさと納税協会」が共同宣言を発売したのは大きな一歩だったのではないのでしょうか。

(杉本知事)

民間事業者は、総務省の直接の監督下にある訳ではありませんが、この巨大規模となった制度を健全に運用するうえで、欠かせない大きな役割を担っています。
業務の効率化や自治体の経費削減を考える時、自治体だけではできない部分も多くあります。
「ふるさと納税協会」が民間事業者の代表として、「ふるさと納税自治体連合」と連携を深めていくことは大変意義深いことです。

(上野専務理事)

昨年10月には、国において告示の改正が行われ、募集費用や地場産品の基準について見直しが行われました。
ふるさと納税制度をより健全に発展させていくためにはどのような取組みが必要だと思われますか。

(杉本知事)

寄付は目的や使い道が先にあって、そのために資金を募っているのだという原点を大事にしなければなりません。
民間事業者の皆様には、制度自体の広報や、自治体に寄付金を届ける収納管理という部分で、重要な役割を果たしていただいています。
一方で、売上や利益の拡大を目的とした寄付金獲得だけを志向すると、制度の趣旨と離れて行ってしまう側面もあります。このバランスは難しいですが、適正な利益を上げながら、その利益が地域に再投資されていくような活動をしていただくと、地方が持続可能になり、引いてはわが国の成長・成熟を下支えするような価値ある制度として評価されていくのではないかと思います。
制度の主体である自治体と、運用を支えている民間事業者がこれまで以上に連携し、共通の目標を持って進んでいけると良いと考えています。

(上野専務理事)

最後のご指摘は、私たち民間事業者の役割、この制度に関わる者の心構えとしてとても重要だと思いますし、改めて身の引き締まる思いがします。
私たちふるさと納税協会も、ふるさと納税自治体連合とより緊密に連携して、制度の健全な発展に貢献していきたいと思っております。
本日はありがとうございました。



(2024年2月14日福井県庁にて)

●ふるさと納税協会の活動ピックアップ

2023年11月17日、「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」主催の第7回ふるさと納税の未来を考えるシンポジウムが開催されました。

ふるさと納税協会からは田村代表理事が出席し、「ふるさと納税の寄附金を地域に還元し、さらなる健全な発展を目指すための共同宣言」を、ふるさと納税自治体連合との連名で発表しました。

左から黒田平戸市長、杉本福井県知事、ふるさと納税協会田村代表理事、竹中上土幌町長
(杉本知事、黒田市長、竹中町長はふるさと納税自治体連合の共同代表)



一般社団法人ふるさと納税協会の概要

目的

本協会は、会員が運営するふるさと納税関連事業を通じて、ふるさと納税の振興及び制度に対する正しい理解の拡大・浸透・普及に努め、ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に貢献することを目的とする

業務

- (1) 会員がふるさと納税関連事業を行うにあたり遵守すべき事項を定めたガイドラインの制定、運用、遵守状況の調査及び遵守するための助言
- (2) ふるさと納税の振興事業及びふるさと納税制度に対する正しい理解を促すための啓発活動
- (3) ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に資する政策提言、関係機関に対する意見・要望の提案
- (4) ふるさと納税制度の健全な発展や地域経済の活性化に関する各種調査・研究及びレポート作成並びに公開、勉強会の開催
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

会員種別

正会員（入会金・年会費、各 100 万円）、準会員（同 10 万円）、賛助会員（同 1 万円）

ふるさと納税関連事業を運営する法人（地方公共団体を含む）は、理事会の承認を得て入会することができます

役員体制

| | |
|-------|-----------------------|
| 顧問 | 菅 義偉 前内閣総理大臣 |
| 代表理事 | 川村 憲一（トラストバンク） |
| 代表理事 | 青木 大介（さとふる） |
| 代表理事 | 田村 裕二（楽天グループ） |
| 副代表理事 | 加藤 秀樹（アイモバイル） |
| 専務理事 | 上野 雄介（トラストバンク） |
| 理事 | 山田 健介（レッドホースコーポレーション） |
| 監事 | 永井 大介（JTB） |

会員名簿（2024年2月7日現在、計40社）

【正会員】7社

株式会社トラストバンク
株式会社さとふる
楽天グループ株式会社
株式会社アイモバイル
レッドホースコーポレーション株式会社
株式会社JTB
東日本旅客鉄道株式会社

【準会員】25社

株式会社サイバーレコード
株式会社ソフトセブンコンサルティング
株式会社MLJ
株式会社エッグ
株式会社フューチャーリンクネットワーク
auコマース&ライフ株式会社
LR株式会社
株式会社Souplesse
株式会社新朝プレス
株式会社エスツー
ANAあきんど株式会社
カメイ株式会社
株式会社JALUX

株式会社ラクセスイノベーション
有限会社久松
株式会社クレディセゾン
未来創造株式会社
株式会社オールアバウトライフマーケティング
株式会社フロムゼロ
株式会社バンクチュアル
株式会社ささちふる
株式会社ウィルドリブ
株式会社マイナビ
株式会社ヒダカラ
結デザイン有限会社

【賛助会員】8社

株式会社三越伊勢丹
デュプロ株式会社
株式会社ふるさと本舗
理想科学工業株式会社
東急株式会社
一般社団法人Disport
アステナミネルヴァ株式会社
Reterras合同会社

入会のご案内

入会は随時受け付けております
お問い合わせは info@furusatonouzei.or.jp まで

